

区分	要件	支援内容
地域未来投資促進法にかかる税制優遇	<p>県から「地域経済牽引事業計画」の承認、国から先進性の確認を受けた事業者が、当計画に従い行う新增設投下固定資産額 1億円超（農林漁業関連業種は 5,000万円超） ※その他の要件詳細はお問い合わせください</p>	<p>固定資産税の課税免除（家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税） 期間：3年間</p>
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法にかかる税制優遇	<p>○特別償却設備である家屋および償却資産の合計取得価格 製造業又は旅館業 個人または資本金の額等が5,000万円以下の法人 … 500万円以上 資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下の法人…1,000万円以上 資本金の額等が1億円を超える法人 …2,000万円以上</p> <p>情報サービス業等又は農林水産物等販売業 … 500万円以上</p> <p>※土地取得費除く ※その他の要件詳細はお問い合わせください</p>	<p>固定資産税の課税免除（家屋、機械及び装置、その敷地に賦課される固定資産税） 期間：3年間</p>
奨励金	<p>新設、増設、移転、更新（市内の既存企業） ①指定区域内に工場等の設置 ②投下固定資産（土地除く）の取得価額総額が 3,000万円以上 ③公害防止の適正措置 ④市税、国保税その他公課を滞納していないこと ⑤操業開始日までに奨励措置を受ける意思を市長へ届け出ていること</p>	<p><b>【固定資産税奨励金】</b> 前年度固定資産税相当額（課税免除の適用事業者は課税免除対象分を除く） 期間：3年間 <b>【雇用促進奨励金】</b>（課税免除の適用事業者も対象）※県優遇制度と併用可 操業開始日の前後6ヶ月間に地元雇用に対して1人につき20万円（限度額1,000万円） <b>【設備投資奨励金】</b>（課税免除の適用事業者も対象）※県優遇制度と併用可 投下固定資産（土地除く）の取得価格総額×1/100（限度額1,000万円）</p>